

平成30年6月21日

（名称）幸手市地域公共交通会議

生活交通確保維持改善計画の名称	
幸手市地域内フィーダー系統確保維持計画	
1. 地域公共交通確保維持事業に係る目的・必要性	
<p>幸手市は、日光街道の宿場町として栄えたことから、旧宿場町を中心に市街地が発達し、それに並行する国道4号線に商業施設が集中している。一方で居住地や公共施設は郊外にも拡散している。</p> <p>主な公共交通は、鉄道、路線バス、タクシーが挙げられる。鉄道は、東武鉄道日光線が通っており、市内の幸手駅と隣町の杉戸高野台駅が最寄り駅となっている。路線バスは、五霞町役場—幸手駅線、辰堂—幸手駅線、幸手駅—青葉団地—朝日バス車庫線、幸手駅—幸手団地—杉戸高野台駅線、幸手駅—日本保健医療大学幸手北キャンパス—杉戸高野台駅線、幸手駅—日本保健医療大学幸手南キャンパス—杉戸高野台駅線、杉戸高野台駅—幸手団地線、東武動物公園駅—吉田橋—境車庫線、東武動物公園駅—吉田橋線、東鷲宮駅—幸手市コミュニティセンター線がある。また、市では市内循環バスを平成28年3月まで、4つの路線で運行していたが、便も少なく、路線が市域の全てを網羅できておらず、必ずしも利便性の高い移動手段ではなかった。日常の移動手段としては、マイカーや家族間送迎の依存が高い。しかし、マイカーを利用できない者や単身世帯の者も増えてきている。</p> <p>幸手市の高齢化率は、平成30年5月31日時点で32.4%となっており、高齢者を中心とした移動困難者のため、通院や買い物等の日常生活を支える公共交通の確保が求められている。</p> <p>「第5次総合振興計画後期基本計画」では「市民ニーズに対応した、より利便性の高いバス路線の拡充や、他の交通手段の検討が必要」としている。これを受け、平成28年4月より、デマンド交通の本運行を行っている。</p>	
2. 地域公共交通確保維持事業の定量的な目標・効果	
(1) 事業の目標	
年間利用者数	
平成31年度（平成30年10月～平成31年9月）	9,260人
平成32年度（平成31年10月～平成32年9月）	9,630人
平成33年度（平成32年10月～平成33年9月）	10,015人
(2) 事業の効果	
市全域において、高齢者を中心とした移動困難者の日常生活を支える公共交通網が確保できる。また、既存の路線バスや鉄道との接続により、公共交通の利便性が向上する。	
3. 2. の目標を達成するために行う事業及びその実施主体	
現状では、平成30年5月31日時点で利用登録者数が3,837人で、利用者数は1ヶ月あたり700人前後を維持しており、利用者の約9割が60歳以上の方や障害者などの利用者である。利便性を高め、利用者増を図るため、運行内容の改善・見直しなどについて検討する。	
4. 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運行予定者	

別添の表1のとおり。
5. 地域公共交通確保維持事業に要する費用の負担者
幸手市から運行事業者への委託料については、運行収入及び国庫補助金を運行経費から差し引いた差額分を負担することとしている。
6. 補助金の交付を受けようとする補助対象事業者の名称
株式会社東埼玉観光バス
7. 補助を受けようとする手続きに係る利用状況等の継続的な測定方法 <u>【活性化法定協議会を補助対象事業者とする場合のみ】</u>
※補助対象事業者が協議会ではないので記載せず
8. 別表1の補助対象事業の基準二ただし書に基づき、協議会が平日1日当たりの運行回数が3回以上で足りると認めた系統の概要 <u>【地域間幹線系統のみ】</u>
※地域内フィーダー系統確保維持関係のため、記載せず。
9. 別表1の補助対象事業の基準ハに基づき、協議会が「広域行政圏の中心市町村に準ずる生活基盤が整備されている」認めた市町村の一覧 <u>【地域間幹線系統のみ】</u>
※地域内フィーダー系統確保維持関係のため、記載せず。
10. 生産性向上の取組に係る取組内容、実施主体、定量的な効果目標、実施時期及びその他特記事項 <u>【地域間幹線系統のみ】</u>
※地域内フィーダー系統確保維持関係のため、記載せず。
11. 外客来訪促進計画との整合性 <u>【外客来訪促進計画が策定されている場合のみ】</u>
※策定していないため、記載せず。
12. 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要 <u>【地域内フィーダー系統のみ】</u>
別添の表5のとおり。
13. 車両の取得に係る目的・必要性 <u>【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】</u>
※車両を取得しないので記載せず。
14. 車両の取得に係る定量的な目標・効果 <u>【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】</u>
(1) 事業の目標
※車両を取得しないので記載せず。
(2) 事業の効果
※車両を取得しないので記載せず。

15. 車両の取得計画の概要及び車両の取得を行う事業者、要する費用の負担者【**車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ**】

※車両を取得しないので記載せず。

16. 老朽更新の代替による費用の削減等による地域公共交通確保維持事業における収支の改善に係る計画（車両の代替による費用削減等の内容、代替車両を活用した利用促進策）
【**公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ**】

※車両を取得しないので記載せず。

17. 協議会の開催状況と主な議論

平成27年度幸手市地域公共交通会議

第1回 開催日：平成27年6月18日（木）

議 題：デマンド交通運行管理業務受託業者報告について

第2回 開催日：平成28年2月17日（水）

議 題：デマンド交通本運行について

平成28年度幸手市地域公共交通会議

第1回 開催日：平成28年6月22日（水）

議 題：（1）デマンド交通運行状況について

（2）地域内フィーダー系統確保維持計画（案）について

平成29年度幸手市地域公共交通会議

第1回 開催日：平成29年6月22日（木）

議 題：（1）デマンド交通運行状況について

（2）地域内フィーダー系統確保維持計画（案）について

平成30年度幸手市地域公共交通会議

第1回 開催日：平成30年6月21日（木）

議 題：（1）デマンド交通運行状況について

（2）地域内フィーダー系統確保維持計画（案）について

18. 利用者等の意見の反映状況

（1）市内の公共交通に関するアンケート調査を実施

期 間：平成27年12月1日～平成28年1月15日

対 象 者：市内20箇所の公共施設利用者、区長100名

回収件数：279件

（2）市内の公共交通利用者アンケート調査を実施

期 間：平成27年11月2日～平成30年5月31日

対 象 者：デマンド交通利用者

回収件数：88件

以上で回収した意見をもとに地域公共交通会議にて協議を進め、幸手市デマンド交通運行計画に反映し平成28年4月より本運行を実施している。

19. 協議会メンバーの構成員	
一般乗合旅客自動車運送事業者の代表	朝日自動車(株)
一般貸切(乗合)旅客自動車運送事業者の代表	中田商会(株)、(株)東埼玉観光バス、幸手タクシー(有)、(有)共和タクシー
一般社団法人埼玉県バス協会の代表	一般社団法人埼玉県バス協会
一般社団法人埼玉県乗用自動車協会の代表	一般社団法人埼玉県乗用自動車協会
住民または利用者の代表	幸手市区長会
埼玉運輸支局長又はその指名する者	国土交通省関東運輸局埼玉運輸支局 首席運輸企画専門官
一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転手が組織する団体の代表	朝日自動車労働組合 執行委員長
道路管理者又はその指名する者	埼玉県杉戸県土整備事務所 所長
幸手警察署長又はその指名する者	埼玉県幸手警察署 交通課長
その他市長が必要と認める者	幸手市総合政策部長、総務部長、健康福祉部長、建設経済部長、教育部長

【本計画に関する担当者・連絡先】

(住 所) 埼玉県幸手市東4丁目6番8号

(所 属) 市民生活部 市民協働課

(氏 名) 小林 昂司

(電 話) 0480-43-1111 内線 173

(e-mail) kyoudou@city.satte.lg.jp